（都道府県知事等が指定する適合区域の種類）

第十一条　法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、同条第一項の主務大臣が定める輸出先国に輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。

第十二条　（略）

（適合区域の確認）

第十三条　法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、同条第三項の規定による確認をするときは、当該適合区域が第十条第一項又は前条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

２・３　（略）

第十四条　（略）

（施設認定農林水産物等）

第十五条　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、同項の主務大臣が定める輸出先国に輸出される農産物、畜産物、水産物又は飼料とする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

第十六条　（略）

（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）

第十七条　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、同条第一項の主務大臣が定める輸出先国に輸出される農産物、畜産物又は水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

第十八条　（略）

（登録認定機関が認定する適合施設の種類）

第十九条　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、同条第一項の主務大臣が定める輸出先国に輸出される農産物、畜産物又は水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

（都道府県知事等が指定する適合区域の種類）

第九条　法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、欧州連合の構成国又はシンガポールに輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。

第十条　（略）

（適合区域の確認）

第十一条　法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、同条第三項の規定による確認をするときは、当該適合区域が第八条第一項又は第十条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

２・３　（略）

第十二条　（略）

（施設認定農林水産物等）

第十三条　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　タイ又は中華人民共和国に輸出される農産物（その加工品を含む。以下同じ。）

二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物

三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物

四　英国又は欧州連合の構成国に輸出される飼料

第十四条　（略）

（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）

第十五条　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

一　タイに輸出される農産物

二　アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物

三　アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、シンガポール、中華人民共和国又はベトナムに輸出される水産物

第十六条　（略）

（登録認定機関が認定する適合施設の種類）

第十七条　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物若しくは畜産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。